

松山家庭裁判所委員会議事概要（第21回）

1 日時

平成26年2月3日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

池田光宏，大野アケミ，越智眞次，小野啓子，坂田千絵，兵頭英夫，藤田育子，水野良樹，山口和子（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

山本首席家庭裁判所調査官，藪内首席書記官，丹治次席家庭裁判所調査官，松枝事務局長，玉井総務課長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長あいさつ

（2）新任委員の自己紹介

（3）委員長の互選

委員の互選により池田委員を委員長に選任した。

（4）委員長代理の指名

委員長は，藤田委員を委員長代理に指名した。

（5）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

では，裁判所を利用した人に対するアンケートについて，事務局長から説明してください。

裁判所の利用者にご協力をいただいているアンケート結果について，ご説明します。

このアンケートは，平成17年の家裁委員会でご指摘を受けて以降，続けているものです。この用紙は，1階から4階までの各階に，記載用の台と共に設

置してあります。

次に、机上に配布しましたアンケート結果をご覧ください。

平成25年6月29日から平成26年1月27日までに投函のあった、26枚のアンケート用紙についてまとめてあります。

平成20年以降、家裁委員会が開催される半年おきの間に、通常は10数枚、多い時で23枚、少ない時で4枚のアンケート投函がありました。

より多くの当事者の方の声が寄せられるよう、書きやすい書式に変更したり、アンケート用紙を記載する板の数を増やしたり、より目立つ位置にアンケート用紙の置き場所を変更するなど、細かな工夫を重ねておりましたが、そうしたことも効果があったのか、今回は回収枚数が過去最高となりました。

左端上の「アンケートの特定（番号）」から「目的」までは、回答していただいた方の属性データになります。

その下の「A 職員の対応（応接態度、言葉遣いなど）」をご覧ください。

この項目が無記入の2名の方とすべての項目に一律に を付けている1名の方を除いた23名の方を見ますと、ご意見の数は、「ていねいだった」と「普通だった」にそれぞれ10名の方が を付けておられる一方、「不親切だった」と「十分聞いてもらえなかった」にそれぞれ2名の方が、「しかられているように感じた」と「もう来たくないと思った」にそれぞれ3名の方が を付けておられます。

うち、11番の方は、「手続について話を聞くため」に来られ、「言葉遣いは普通だが、申立書（相手方）の思いこみで、こちらの人格を侮辱された言い回しをされ、不愉快極まりなかった。」と記載されておられます。「申立書（相手方）」とありますので、調停の当事者の方のご不満と考えられます。

20番の方は、「調停に出席するため」に来られ、「十分聞いてもらえなかった」と「しかられているように感じた」の両方に を付け、Dの「裁判所への不満」の項目には「言い方が上からで、相手の味方のような感じで、こちら

が話をしている途中ですえぎってキツく言われる。『それはね』『だからね』と威圧的。こちらが悪いと思わせる口調。」と記載しておられます。

24番の方は、「調停に出席するため」に来られ、「口調が一方的できつく、何度もいわれ馬鹿にされた気がした」と記載しておられます。

いずれも調停に関するご不満かと思われませんが、調停はその性質上、自分の主張が100%通ることは希で、お互いに譲り合っていただくことが必要となります。そのため、どうしても「他方に味方をしているように感じた」等の感想を持つ当事者の方もいらっしゃいます。ただ、その際の説明の仕方や伝えぶりについては、対立構造の中でナイーブになっておられる当事者の方の気持ちに十分に配慮し、上から目線の物言いと受け取られないよう、細心の注意を払っていく必要があります。

ご指摘のあった点は、職員に対しては回覧により周知済みであり、調停委員に対しては研修等を通じて内容を伝える予定です。今後共に、調停がよりよいものとなるよう、そして当事者の方が少しでも納得性を高めていただけるよう、努力をしていく所存です。

その下の「B 職員が説明した内容」をご覧ください。

この項目が無記入の4名の方を除いた22名の方を見ますと、10名の方が「ていねいで分かりやすかった」、11名の方が「普通だった」に を付けておられる一方、「言葉がむずかしくて分かりにくかった」と「他方に味方しているように感じた」にそれぞれ2名の方が を付けておられます。

うち、11番の方は、Dの「裁判所の不満」の項目に「法律にうとい市民(に)は、もう少しわかりやすく対応してもらいたい」と記載されています。「言葉がむずかしくて分かりにくかった」という点については、職員に対し、日常の指導や各種研修の中で、来庁者に対する説明がわかりやすく明確なものとなるよう指導や研さんを繰り返しておりますが、ご指摘があったことも踏まえて、今後さらに努力して参りたいと思います。

「他方に味方しているように感じた」という点については、先ほど触れたとおりです。

その下の「C 施設内の分かりやすさ」をご覧ください。

5番の方が「高齢の方が来られたら分かりにくいと思う」、8番の方が「わかりにくかった」と記載しておられます。

具体的に分かりにくかった箇所の記載が無かったため、場所等の特定は難しいのですが、ご高齢の方にも分かりやすい施設であるよう、庁内の各種表示がより見やすく、分かりやすくなれないか改めてアイデアを出し合ったり、当庁に新しく着任した職員から見て、最初に何か戸惑った点は無かったかを聴取して改善の端緒とするなどの方法により、絶えず見直しを図っていきたいと考えております。

25番の方の記載については、次の「D 裁判所への不満」で合わせて触れたいと思います。

その下の「D 裁判所への不満」をご覧ください。

この項目が無記入の7名の方を除いた19名の方を見ますと、11名の方が「不満があった」に を付けておられます。

うち、7番の方は、「ベンチなど腰掛けていられる場所が少なすぎる。年寄りも多く来るのだから、公共施設としてもっと思いやりをもってほしい。」とのご意見です。先ほどのご説明にも関連し、ご高齢の方等への配慮という点に鑑み、ベンチの設置数を増やせるかどうか、増やすとすればどこに置くかを検討しているところです。

9番の方は、「調停委員の態度」と記載されています。具体的な記載がありませんが、先ほどの「説明の仕方」等の問題かもしれませんので、研修等を通じてそうした点の向上を図って参りたいと思います。

11番の方の記載は、すでに触れました。14番の方は、「近年ではPCを使い、様々な手続等が理解できる簡単なソフトで理解しやすくしてほしい（無

知な人でも)」と記載されています。大きなテーマであり、当庁単独でソフト開発をすることは難しいのですが、OA機器の活用を図って利便性を高めていくことは時代の要請でもありますので、例えば上級庁との会議の席で適宜話題に出すなど、問題意識は持っていきたいと考えております。

15番の方は、「申立時間を過ぎていても、何の連絡のないままずっと待っていた」と記載されています。また、似た内容のご指摘で、23番の方は「ほとんど来客もないのに待ち時間が長い。すぐに対応して貰いたい。」と記載されています。25番の方は「処理が遅い。ジソクな取計らいをお願いしたい。」と記載され、Cの項目でも「受付で手間取らないようにしてもらいたい。」と書いておられます。

職員や調停委員に対しては、来客や当事者を待たせないよう、もしやむを得ない事情で待ち時間が生じる場合は、その旨の事情や情報を伝えて、待つにしてもある程度納得しながら待っていただくよう、日頃から伝えているところです。今後そうした点に遺漏が無いよう徹底していきたいと考えています。

22番の方は、「雨の時、駐輪場から入り口まで屋根がないので、とても困ります。ご検討ください。（地方裁判所の様に出来ればありがたいです）」と記載されています。ご指摘のとおりの工事ができるか検討しましたが、当庁の場合、建物への入り口と駐輪場がかなり離れており、例えば屋根付きの通路を作るなどの改善策を行うのは難しいのが実情です。ただ、お困りの事情はわかりますので、何かいいアイデアがないか問題意識は持ち続けたいと思います。

なお、以前のアンケートで、自転車駐輪場が混雑していて止めにくいとのことのご指摘がありました。この点については、サイクルラックの設置工事をする事により、整理整頓を進めて駐輪台数を増やし、かつ出し入れも容易にして使い勝手を良くすることが決まりました。工事は近日中に行う予定です。アンケートでのご指摘を基に改善を検討したものであり、ご指摘には感謝したいと思います。

なお，21番の方が記載された内容は，趣旨がややわかりにくいので，検討は省略しました。

今の説明に関しまして，何かご質問やご意見はありますでしょうか。

アンケートに答えられた方というのは，調停の申立てなどの手続きをご自身でされている方ではないかと思えます。私自身は調停などの代理人として来ること多くて，少し慣れっこになっているところがありますが，初めて家庭裁判所に来られた方や，手続きに慣れていない方には，裁判所は敷居が高くて，別世界のように感じられていると思えます。その方々が気づいたり，指摘をされたことについては，一般の方はこんなことを思っているのだということで，裁判所も指摘を受け止めて，改善できる点は改善していくということなので，そのようをお願いしたいと思います。

(6) 家事調停手続を利用した人へのアンケート実施結果について

次に，裁判所を利用した人に対するアンケートとは別に，家事調停手続を利用した人に対してアンケートを実施しましたので，その実施結果について，首席書記官から報告します。

裁判所の家事調停手続の利用者の方にご協力をいただいたアンケートの結果について，ご報告します。

これは，昨年7月16日から10月31日の間に，夫婦関係調整（離婚）調停手続を利用された方に，調停の終局時に，申立人・相手方双方にアンケート用紙をお配りして回答を得たものです。

平成25年1月1日に家事事件手続法が施行され，新しい調停手続を行うことになりましたので，利用者の意識をアンケートで把握して，それを今後の調停運営に生かしたいということから行うこととしました。

配布枚数は144枚，回答数は134枚で回収率は93.1パーセントです。

まず，申立人と相手方の割合については，ほぼ同数で，年代については，3

0代が多いですが、20代から60代以上まで比較的分かれた形になっています。

調停の結果については、約7割が成立し、約2割が不成立、残りの約1割が取下げでした。

申立書等の書式を机上にお配りしておりますが、それら申立書の書式や双方にお送りした書面について、分かりやすかったかどうかお伺いしたところ、「分かりやすい」と「普通」を合わせた回答が、93パーセント程度でしたので、使いにくい書式にはなっていないのだと理解しているところです。

調停に対する満足度については、「満足」・「やや満足」を合わせて44.7パーセント、「普通」が33.6パーセント、「やや不満」と「不満」を合わせて21.7パーセントという結果になっております。

言い分や気持ちを十分に聞いてもらえたかとの質問に対しては、「満足」・「やや満足」を合わせて55.9パーセント、「普通」が33.6パーセント、「やや不満」と「不満」を合わせて10.4パーセントという結果になっております。

先程のアンケートでも指摘がございましたが、公平に取り扱われたかという点につきましては、「満足」と「やや満足」を合わせると50.8パーセント、「普通」が26.1パーセント、「やや不満」・「不満」と「回答なし」を合わせて22.4パーセントという回答内容でした。

次に、調停委員の説明は分かりやすかったですかとの問いに対しては、「満足」・「やや満足」で約6割、「普通」が3分の1程度、「やや不満」・「不満」と「回答なし」を合わせて約6パーセントという結果になっております。

分かりにくい点はどこでしたかとの点については、複数回答ですが、「主張を他方にきちんと伝えているかどうか」が24件と一番多く、「言い分の対立点」が10件、「次回までに何をするか」が同じく10件、「相手の提出した資料がどのようなものか」が8件、「手続説明」が6件、その他が4件となっております。

ます。一方で、「分かりにくい点はない」との回答は47件あり、回答なしが43件という結果となりました。

このアンケート結果をどのように評価するかという問題がありますが、平成20年の9月から10月にかけて、離婚調停の当事者に対して、よく似たアンケートを実施しておりますので、その結果と比較してみます。

調停に対する満足度は、「満足」・「やや満足」が、前回52.7パーセントが、今回44.7パーセントに下がり、「やや不満」・「不満」が前回12パーセントから21.7パーセントに上がっています。

言い分や気持ちを十分に聞いてもらえたかの項目も、「満足」・「やや満足」が、前回67.4パーセントが、今回55.9パーセントに下がり、「やや不満」・「不満」が前回7.6パーセントから10.4パーセントに上がっています。

また、公平に扱われましたかの項目については、「満足」・「やや満足」が、前回58.5パーセントが、今回50.8パーセントに下がり、「やや不満」・「不満」が14.2パーセントから22.4パーセントに上がっています。

全体としてアンケート結果を見ると、数字としては悪くなっております。

理由はいくつかあると思いますが、一つはアンケート対象者の調停の結果に違いがあり、調停の成立率が約8割と今回より10ポイントほど高かったということで、今回は不成立や取下げの方が多かったということもあります。

また前回27.2パーセントいた30歳未満の方が15.7パーセントと減った一方で、3.2パーセントだった60歳以上の方が11.9パーセントを占めており、高齢者の割合が多かったことも見ていかなければならないと思います。

手続の透明化を図るということで、法改正が行われましたが、そうしたことで当事者意識の向上といった部分で、調停手続の進め方についても、不満といった形で数字が上がってきたのかなと理解しています。

もう一点は、訴訟との関係です。平成16年に、ある大学教授が民事訴訟事件の行動調査ということで、全国の民事訴訟の終局事件から抽出した1132件について、調査を実施し、判例タイムズという雑誌に掲載されました。

その中で、公平に取り扱われたかという質問項目がありまして、原告、被告とも「不満」や「やや不満」と感じた人が約24パーセントいました。それと比べると、やはり調停ですので、数字が上がったといっても、訴訟よりは低いと言えるのかなと思います。

その調査では、同じ質問を代理人である弁護士に対しても実施しているのですが、そこでは「不満」と「やや不満」というのは4パーセントから8パーセントという数字になっていて、専門家と一般の方では、同じ訴訟でも感じ方が違うということが分かります。

学識者が分析して言うには、専門知識のない一般の方ほど、裁判官や職員の口調や態度など、自分の社会常識・社会経験に照らして判断できる事項で、物事を評価していく傾向が強いとのことで、先程述べた当事者意識の向上と相まって、調停が厳しい目で見られているとされているところです。

このようなアンケート結果を踏まえて、法改正の前提となりました手続の透明化ということで、どこが争点かということを中心に伝えていくことが求められていると考えています。

それとともに、態度や口調、わかりやすさなどが、当事者を中心とする手続の中では求められているのだろうと思います。

今後は、その点を明確にして、充実した職員の研修を行っていく必要があると考えています。

調停制度は、我が国が誇る優れた紛争解決システムでありまして、紛争解決機能を高めるということは、家庭裁判所の課題でありますので、こういうアンケート結果については真摯に受け止めて、改善すべき点は改善したいと考えております。

今の説明に関しまして、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

アンケートの対象者が、前回と比べて若い人が減り、60以上の方が増えているというのは、熟年離婚が増えていると言われていることで納得できる結果ですが、何となくショックな感じがしました。また、自分たちは本や新聞から知識を得てきましたが、若い人はパソコンやインターネットで勉強する機会が多く、当事者意識も向上しているので、そのことが前回と違う原因ではないかということがよくでているアンケート結果だと思いました。

先程のアンケート結果の報告の中で、待ち時間が長いということがあって、今何をしているか納得して待っていただくという話がありましたが、このことは非常に大事な事だと思います。何がどう進んでいるのか分からないということが、不安や怒りに繋がってくるので、今の状況を的確に伝えて、納得して待っていただくという配慮が大事だと思います。

また、法律に疎い人は、態度や口調で判断して怒りを感じることもあると思います。一般の人には通じないと思う専門用語を使うことが自分にもありますが、臨床の場面では、分かりやすい言葉で、的を外さずに説明するという事を私たちは心掛けているのですが、そのことは、どんな専門領域であっても、大事な事だと思いました。

調停の時に、双方同じ時刻に来ていただいて、何も断らずに一方から話を聞いていると、もう一方はただ待たされているということで、それは注意をしなければならぬと思っております。

(7) 調停事件における子の福祉の充実のために家庭裁判所が果たすべき役割

調停事件における子の福祉の充実のために家庭裁判所が果たすべき役割について、次席家裁調査官から説明します。

調停事件における子の福祉の充実のために家庭裁判所が果たすべき役割について説明した。説明要旨については、別紙のとおり。

それでは、説明で分かりにくかった点についてのご質問やご感想をお願いし

たいと思います。

離婚後に養育費を貰う話になっていたのに、最初だけ払われたものの、その後払ってくれないと相談を受けたことがあります。家庭裁判所や弁護士に相談をするように勧めてもよいものでしょうか。弁護士は費用的な問題もあるので、法テラスでは費用がかからないというくらいしか我々では分からなかったのですが。

養育費について、公正証書を作成したり、調停で決めたのであれば、支払って貰えない場合に強制執行することもできますし、調停で決めた場合には、履行勧告という手続があって、調停をした裁判所に電話で連絡をいただくだけで、裁判所から督促をするということができます。ただ、元々公に決めていないのであれば、支払われなくなった段階で、家庭裁判所の調停で決めることを検討してもらってはと思います。

離婚の際に、公正証書や調停で、きちんと決めておいた場合には、後の手続は明らかなのですが、口約束だけの場合ですと、曖昧なものですから、約束がない場合と同じように、家庭裁判所の手続案内に来ていただいて、一般的には養育費の調停の手続で話し合いをしていただく場合が多いのではないかと思います。

養育費とか面会交流の事件が右肩上がりなのですが、私自身は、そういうものは、離婚するときにきちんと決められているものだと思っていたのですが、離婚したあとで、養育費のことで調停を行うということなのでしょう。

離婚する際に決めていたけれども、うまくいかないという場合もあるでしょうし、とりあえず離婚したいということで分かれて、後で話をしたところ、うまくいかないという場合もあります。

離婚の問題が子供に与える影響については、現場でも目の当たりにすることがあります。急に暗くなったり、怒り出したり、しゃべらなくなったりで、子供が不安定なときは、核心に触れられないときが多いです。そんなことが年間

に何回かありますが、今日の話で、家庭裁判所が、子供の福祉を中心に考えて対応しているということは、子供の将来にとってもありがたいことだという思いを持っております。

ただ、この制度というは、現状がいつまでも続く理想的な状況を前提としているものであって、父親が不安定になって会社を辞めたが、正社員にはなれないというような養育費を渡したくても渡せない状況もあると思います。家庭の問題を目の当たりにして、我々は全くの無力で、養育費が入らないときには、進学の際に、あきらめる子がでないように、奨学金の世話するのが精一杯です。

理想的な家庭でない子供たちの将来がなかなか保証できないとか、離婚してしまったあとに経済的に困った状況になった場合は子供たちの将来にかなり影響を及ぼすのが現実ではないかと思っております。

私の経験で、親と一緒に自営業をしていた夫婦が離婚して、母が子供を連れて家を出たのですが、その子が学校に来られなくなったことがありました。母親が了解したので、父親が何日か連れて帰ってくれたりしたのですが、しばらくしてその子と話ができるようになって聞いてみると、母と一緒に家を出たけれども、祖父母のことが好きだったということが分かり、我々の対応の教訓となったことがありました。だから、今日聞いた制度も、祖父母が大きな要因となる家族構成の家庭もあるということ踏まえてもらったらと思います。

今お話しいただいたように、背景事情に祖父母が監護補助者として、経済的にも精神的にも支えになってくれていることが多いですし、そういったところにも調査官が話を聞いたりすることも結構多いです。

今のお話を聞いていると、学校の先生が、ちょっと関わることで、そういったことが見えてきたということだと思いますし、子供の状況を調査するときに学校での様子や、先生方から見た家庭の様子、保護者の様子を聞かせていただくことも多いのですが、こういう紛争にあるときに、学校がちょっと息抜きの場所になっていたり、先生や友達の関わりで、何かちょっとできている場合もあ

りますので、先程の話を聞きまして、学校の先生の関わりが子供にとっては大きいことであるとあらためて感じました。

離婚後に生活の状況が変わって養育費が払えなくなったということがあるのではないかとご指摘をいただきましたが、この養育費の統計の中に、養育費の増額や減額についての件数も入っておりまして、例えば失業されたとか、病気になられたとか、そういったことで経済条件が変わった場合も、この統計に入っています。

家庭裁判所が取り組んでいることや、果たすべき役割については、広く世間に理解を求めていくということで、いかに報道機関を有効に使うかということが非常に大事なことだと思います。報道機関が足を運んで取材するのが本来ではありますが、きっかけとなる情報を提供することが大切だと思います。全国の数字もありますが、松山家裁での数字がまとまれば、司法記者クラブにも情報提供していただいて、広く知ってもらうことが大事だと思いますので、より積極的に情報提供をしていただけたらと思います。

私は面会交流で争いのある事件の代理人となることが多いのですが、依頼者の意向に反することはできませんけれども、第三者的に見て、もう少し何か子供のためにできないのかなと思うこともあります。私は今日初めて先程のDVDを見ましたが、これは調査官調査になった事件について、当事者に見てもらっているものでしょうか。

DVDについては、調停委員からも見せていますので、調停の場面でも要望がありましたら、お見せすることもできます。

私も依頼者に対してもう少し子供のことを考えてみてはと説得することもあります。しかし、感情的になっているとどうしても夫婦のことで考えて、せっかく子供に会わせても、相手の悪口をしゃべったりすることになってしまい、どうしても子供のためにということが考えられなくなるようです。私の立場としてはあまり強く言えないところもあるので、調停のときに、あのDVDを見

せて、冷静になってもらうのがふさわしい事案には、積極的に見せていただきたらと思います。

私の課では、一人親の家庭の支援を行っている係がありまして、児童扶養手当の支給の事務を行っております。手当額は所得にもよりますが、約4万1,000円で、児童が二人の場合は5,000円加算し、三人目からは3,000円の加算となっています。対象は母子家庭だけではなく、父子家庭も対象となり、郡部では延べ約1万4,600人の方が受給されております。

支給の裁定の際には、年収、父親からの養育費、面会のこと、父親の住所を確認しますが、家裁の調停を経ていないと思われるのですが、養育費は0円で、面会は取り決めていませんというパターンがほとんどのように思います。愛媛県の状況として言いますと、離婚の理由に経済的なこともあると思いますので、養育費については、取り決めをしても守れないケースも多々あるのかなと思います。このお母さんは児童扶養手当だけでは生活できないなと思うことがあります。

せめて調停で離婚協議をされる方については、養育費や面会交流については、初期の段階から決めておいた方がいいですよと勧めていただきたらと思います。経済的自立が重要な問題ですので、最初にアドバイスをしていただきたらありがたいという感想を持ちました。

大学では女子学生に、女性の貧困化の最大の理由は離婚なので、結婚と同じように離婚についての知識を得て考えていかなければいけないと授業の中でも話をしています。離婚の多くは協議離婚であり、養育費の取り決めをしていない場合が多いのではないかと思います。これまでは夫婦の問題として、子の福祉という観点が出ていたように思いますので、今回の民法改正で子の監護を決めるということは大きな前進ではありますが、協議離婚であっても、もっと家庭裁判所が積極的に関わって欲しいと思います。どのくらいの収入があれば養育費がどれくらいであるとか、公正証書で強制執行できるとか、知っている

人は知っているんだけど、離婚の際に情報がないというのが一番の問題で、家庭裁判所や行政の方で、きちんと情報を出して、知識が与えられる制度が必要だと思います。

家庭裁判所としても、夫婦関係調整調停事件では、養育費のことは積極的に取り上げるようにしているところです。

若いお母さんの検診を行った際、父親のことを聞くと、父親はいませんと答えられることがあります。よくカルテに目を通してから質問しないと、無粋な質問で傷つけることもあると反省したのですが、自立を目指している方もいる一方で、実家に戻って、仕事もしていない状況の方もいます。先のことが見通せないままに、とりあえず今の状況が嫌だから離婚して、このあと祖父母が亡くなってしまったらどうするのだろうかと思うこともあります。第三者的な立場で忠告したり、使える制度を情報として提供できたり、継続的な支援をどこかがしていかなければこの人たちはどうなってしまうのだろうかと思うことがありました。

委員の話聞いて、家庭裁判所が関わっていないところに、困っている父母や子供がいるということがよく分かりました。調停の手続を利用されなければ関われないというところはありますが、その前の広報の問題とか、調停に来たところでどれだけこちらが配慮できたり、子供の福祉を尊重した解決を勧められるのかということを考えさせられる機会となりました。

調停を利用された方は、周りの方にその体験を話されることもあると思うので、ひとつの調停事件の対応が他へも影響を与えるということを考えながら仕事をしなければならぬと考えました。

(8) 次回テーマについて

次回のテーマについて何かご意見がございましたか。特にご意見がないようでしたら、次回は「家庭裁判所委員から見た家庭裁判所」というテーマで行うことにし、大野委員と水野委員から基調発表を行っていただいたあと、それに関

して自由にディスカッションしていただくということでもよろしいでしょうか。

了解しました。

それではよろしく申し上げます。

(8) 次回期日について

平成 2 6 年 7 月 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

以 上

(別紙)

調停事件における子の福祉の充実のために家庭裁判所が果たすべき役割

- 1 子の福祉を考慮すべき調停事件
- 2 民法の一部改正(平24年4月施行)
第766条の改正
- 3 家事事件手続法の施行(平25年1月施行)
家事手続法65条(子の意思の把握,考慮)
家事手続法258条1項(65条を調停に準用)
- 4 家事事件手続法65条の趣旨
子の意思とは
子の意思の考慮
- 5 改正法を受けた家庭裁判所の取組
- 6 子の意思の把握の方法 ~子の年齢や発達の程度に応じて選択~
子の陳述の聴取
家裁調査官による調査
その他の適切な方法
- 7 子の意思の把握・尊重 【松山家庭裁判所の運用】
期日前
期日
- 8 家裁調査官による調査
調査が必要となる場面
発達段階を踏まえた子の調査
調査の実際